

川崎市国民健康保険出産育児一時金直接支払制度取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下「直接支払制度」という）の創設に伴う川崎市国民健康保険条例（昭和33年条例第15号。以下「条例」という。）に規定する出産育児一時金の支給手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱は、平成21年10月1日以降の、病院、診療所、助産所（以下「医療機関等」という）における被保険者の出産を対象とする。

(直接支払による支給)

第3条 直接支払制度を利用する被保険者の世帯主は、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（平成23年1月31日厚生労働省保険局長通知別添）に基づき、医療機関等と出産育児一時金の申請・受取に係る代理契約を締結しなければならない。

2 前項の代理契約を締結した医療機関等は、世帯主に代わって条例で定める額を限度として出産育児一時金を、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「支払機関」という）を通じて川崎市に請求することができる。

3 区長は、支払機関から前項に係る出産育児一時金の請求があったときは、その内容を確認の上、支給決定するとともに、直接支払制度を利用した世帯主に対し、支給決定通知をするものとする。

4 市長は、前項による支給決定がされたときは、支払機関に対し出産育児一時金を支払うものとする。

(差額の支給)

第4条 直接支払制度を利用した被保険者の世帯主は、前条第2項に係る医療機関等の代理受領額が条例で定める出産育児一時金の額を下回ったときは、その差額について区長あて支給申請することができる。

2 世帯主は、前項に規定する申請を行うときは、次の書類を添付しなければならない。

(1) 医療機関等が発行する申請・受取に係る代理契約を締結していることを証する書類

(2) 医療機関等が発行する出産費用の内訳を記した書類

3 区長は、前項による申請が行われたときは、世帯主に対し、支給決定し、その差額を支払うものとする。

(直接支払によらない支給)

第5条 直接支払制度を利用しない被保険者の世帯主は、川崎市国民健康保険条例施行規則（昭和33年規則第31号。以下「規則」という。）第5条に基づき出産育児一時金の

支給について区長あて申請することができる。

2 世帯主は、前項に規定する申請を行うときは、規則第5条に定める書類のほかに、次の書類を添付しなければならない。なお、被保険者が医療機関等以外で出産した場合はこの限りでない。

(1) 医療機関等が発行する申請・受取に係る代理契約を締結していないことを証する書類

(2) 医療機関等が発行する出産費用の内訳を記した書類

3 区長は、前項による申請が行われたときは、世帯主に対し、支給決定し、出産育児一時金を支払うものとする。

第6条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。